58	(1)　熊本県玉名郡玉東町大字原倉荒強当国有林155は１（582.00） (2)　熊本県合志市大字須屋字木実坂2283―３（127.00）	北緯32度51分49秒東経130度38分07秒の地点と北緯32度52分02秒東経130度39分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯32度52分13秒東経130度41分06秒の地点と北緯32度52分30秒東経130度43分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
59	(1)　熊本県玉名郡玉東町大字原倉荒強当国有林155は１（582.00） (2)　熊本県熊本市北区植木町石川字向原463（118.00）	北緯32度51分49秒東経130度38分07秒の地点と北緯32度52分38秒東経130度39分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯32度52分48秒東経130度39分59秒の地点と北緯32度53分05秒東経130度40分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯32度53分17秒東経130度40分53秒の地点と北緯32度54分16秒東経130度42分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯32度54分28秒東経130度43分05秒の地点と北緯32度54分35秒東経130度43分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
60	(1)　熊本県玉名郡玉東町大字原倉荒強当国有林155は１（582.50） (2)　熊本県玉名市横島町大字横島字拾番開東割三の切8334―５（53.00）	北緯32度51分49秒東経130度38分05秒の地点と北緯32度51分43秒東経130度35分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
61	(1)　熊本県玉名郡和水町板楠大字長葉山560（260.40） (2)　熊本県玉名市大字箱谷字東狩又1800（225.90）	北緯33度03分12秒東経130度36分33秒の地点と北緯33度02分32秒東経130度36分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度02分15秒東経130度36分08秒の地点と北緯32度59分16秒東経130度34分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

1	(1)　東京都港区芝公園４－２－８（182.30） (2)　東京都墨田区押上１－１－２（424.50）	北緯35度39分31秒東経139度44分44秒の地点と北緯35度42分36秒東経139度48分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　東京都港区六本木６－９－１（273.80） (2)　東京都墨田区押上１－１－２（434.50）	北緯35度39分38秒東経139度43分46秒の地点と北緯35度42分36秒東経139度48分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　埼玉県久喜市菖蒲町三箇3328（56.00） (2)　茨城県桜川市真壁町上小幡1480（709.50）	北緯36度04分23秒東経139度37分17秒の地点と北緯36度18分20秒東経140度08分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　埼玉県久喜市菖蒲町三箇3328（56.00） (2)　埼玉県比企郡小川町大字高谷字東芹ヶ沢2379―１（199.20）	北緯36度04分23秒東経139度37分17秒の地点と北緯36度03分53秒東経139度15分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　神奈川県平塚市万田790―66（208.00） (2)　神奈川県横浜市戸塚区秋葉町106―１（73.00）	北緯35度19分16秒東経139度18分42秒の地点と北緯35度24分27秒東経139度30分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度24分58秒東経139度31分58秒の地点と北緯35度25分15秒東経139度32分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　神奈川県横浜市中区山下町281（106.50） (2)　神奈川県横浜市磯子区氷取沢町770（183.70）	北緯35度26分44秒東経139度38分46秒の地点と北緯35度21分40秒東経139度35分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　千葉県千葉市美浜区打瀬３―103（75.40） (2)　東京都港区芝公園４－２－８（243.40）	北緯35度38分07秒東経140度02分46秒の地点と北緯35度38分13秒東経140度01分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度38分34秒東経139度56分58秒の地点と北緯35度39分31秒東経139度44分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　東京都港区東新橋１－６－１（216.50） (2)　東京都墨田区押上１－１－２（420.50）	北緯35度39分52秒東経139度45分36秒の地点と北緯35度42分36秒東経139度48分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　大阪府大阪市北区中之島２－３―18（203.60） (2)　奈良県生駒市鬼取町662―１（665.20）	北緯34度41分33秒東経135度30分25秒の地点と北緯34度40分38秒東経135度40分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　大阪府大阪市北区中之島２－３―18（203.30） (2)　京都府京都市東山区今熊野総山町１―27（201.00）	北緯34度41分57秒東経135度30分08秒の地点と北緯34度58分54秒東経135度47分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　岡山県岡山市北区学南町３－２－１（58.35） (2)　岡山県岡山市南区郡字甲之峰2515―９（391.80）	北緯34度40分54秒東経133度55分26秒の地点と北緯34度38分49秒東経133度56分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

1	(1)　東京都新宿区西新宿２―８－１（258.50） (2)　東京都墨田区堤通２－８―14（52.30）	北緯35度41分23秒東経139度41分30秒の地点と北緯35度44分06秒東経139度49分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　東京都新宿区西新宿２―８－１（262.50） (2)　東京都豊島区東池袋１―20―10（66.90）	北緯35度41分24秒東経139度41分30秒の地点と北緯35度43分49秒東経139度42分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域